

## 機器・介護用品

### 緊急通報システム

【対象】 次のいずれかに該当される方

- ① 65歳以上のひとりぐらし，高齢者のみの世帯または日中高齢者1人となる世帯で，心疾患等のため日常生活を営むうえで常時注意を要する方
- ② 75歳以上のひとりぐらしの方

利用についての具体的な相談は，各地域包括支援センターでお受けします。

【内容】 自宅に専用通報機を設置し，緊急時に，ペンダント型の無線発報器（自宅内のみ）の緊急ボタンを押すことにより，救急車による救助を得ることができます。

※緊急連絡先の登録が必須です。

※自宅の鍵（入室までの鍵が複数ある場合は全て）を委託事業者に2本預ける必要があります。

※委託事業者以外の防犯システムを利用している場合は利用できません。

【利用料】 無料 ※電気・電話料金はかかります。また，紛失・破損による交換には別途料金がかかります。

【窓口】 ①各地域包括支援センター（P，2～7）

②高齢者支援室高齢福祉担当

※②の窓口では，75歳以上のひとりぐらしの方ご本人の窓口申請のみ受け付けます（ただし，心疾患等の慢性疾患のない方）。

【問合せ】 高齢福祉担当 ☎042-481-7150

【類似】 シルバーホンあんしんSVI

NTTの有料サービスです。

（0120-506-116）



## ■ 認知症徘徊高齢者探知システム

- 【対象】 認知症の診断があり、徘徊の症状が顕著に見られる65歳以上の方と同居又は近隣に居住している介護者  
※施設入所者は対象外です。

利用についての具体的な相談は、各地域包括支援センターでお受けします。

- 【内容】 徘徊のある方に探知機を所持させることにより、徘徊者の位置を特定するサービスです。
- 【利用料】 無料※ただし、現場急行サービスをご利用の場合や紛失・破損による交換には別途料金がかかります。
- 【窓口】 各地域包括支援センター（P, 2～7）
- 【問合せ】 高齢福祉担当 ☎042-481-7150

## ■ 特殊詐欺撃退「自動通話録音機」無料貸出

- 【対象】 市内の65歳以上が居住する世帯  
※1世帯につき1台の貸し出しとなります。
- 【内容】 特殊詐欺などの防止対策として、「自動通話録音機」を無料で貸し出します。この録音機は、特殊詐欺などの犯人からの電話を受けない対策として、設置電話機の呼出音が鳴る前に、自動で警告メッセージを流し、犯人へ警告を与えることで被害を未然に防止します。
- 【利用料】 無料 ※年間300円程度の電気代がかかります。
- 【申込方法】 ① 窓口で機器をお渡しいたしますので、貸与申込書を総合防災安全課の窓口に直接持参してください。
- ② 貸与申込書は総合防災安全課窓口で配布している他、市ホームページからダウンロードできます。
- ③ 運転免許証・保険証など氏名、住所、年齢がわかるものを持参してください。
- ④ 在庫が無くなり次第終了となります。
- 【窓口】 文化会館たづくり西館3階総合防災安全課
- 【問合せ】 総合防災安全課生活安全係  
☎042-481-7547

## ■ おむつ代の助成

- 【対 象】 65歳以上で病院に入院し、入院中のおむつ代を負担している方  
(ただし、介護療養型病床、介護医療院、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などの介護保険適用施設に入院・入所されている方及び生活保護受給世帯を除く。)
- 【内 容】 おむつ代を月額10,000円まで助成します。  
(入院期間中に負担したおむつ代のみ対象です。)
- 【申 請】 助成請求前に申請手続きが必要です。原則として、新規に申請した月分から助成の対象となります。ただし、入院月が申請した月の前月以前の場合、申請した月の前月分から助成の対象とします。
- 【請求手続】 請求締切月(4・8・12月)の各15日(土日祝の場合は、直前の平日)までに、おむつ代の領収書のコピー及び入院費の領収書のコピーと印鑑、振込口座番号の分かるもの(初回のみ)を高齡福祉担当にご持参ください。なお、地域包括支援センターでは請求手続きができません。  
※請求締切日直前は混雑します。請求は随時受け付けていますので、退院等した場合には、早めのお手続きをお願いします。
- 【窓 口】 高齡福祉担当 ☎042-481-7150  
各地域包括支援センター (P, 2~7)

## ■ 紙おむつの給付

【対象】 介護保険の要介護3以上の認定を受けた方のうち、常時おむつを使用している方、または要支援2から要介護2までの認定を受けた方のうち、疾病等により常時失禁状態にある方

※配達は市内に限ります。特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの介護保険適用施設や調布市外の施設に入所されている方は除きます。

※要支援2から要介護2までの方は、疾病等により常時失禁状態にあることを、医師の意見書（自己負担）の提出で証明してもらう必要があります。

【申請】 本人または親族の方が、下記窓口までお越しください。原則としてケアマネジャー等の第三者は代行申請できません。

【内容】 業者を通じて月の月上旬に1回、紙おむつを無料でお届けします。次ページの白十字・クレシアの各組合せ表の中から必要数をお選びください。月毎に内容変更はできますが、当月内での変更・再開等はできません。

※申請された月の翌月からお届けします。ただし、要支援2から要介護2までの方は、市で医師の意見書を受理した月の翌月からのお届けとなります。

※おむつ代の助成・紙おむつの給付は同月内での併用はできません。

※配達時に不在の時は、『不在連絡票』が置かれますので、宅配業者に連絡してください。20日までに連絡がない場合は、その月の配達は中止になります。

【窓口】 高齢福祉担当 ☎042-481-7150  
各地域包括支援センター（P, 2～7）

**内容変更や中止、要介護3以上の方の再開のご連絡** ※前月末まで

宅配業者：アベ・サプライ

☎0120-125-027 《通話料無料》

☎042-331-7070 《通話料有料》

午前9時～午後5時（月曜～土曜日（祝日含む））

**要介護2以下の方の再開のご連絡** ※前月末まで

高齢福祉担当 ☎042-481-7150

午前8時半～午後5時（月曜～金曜日（土日祝除く））